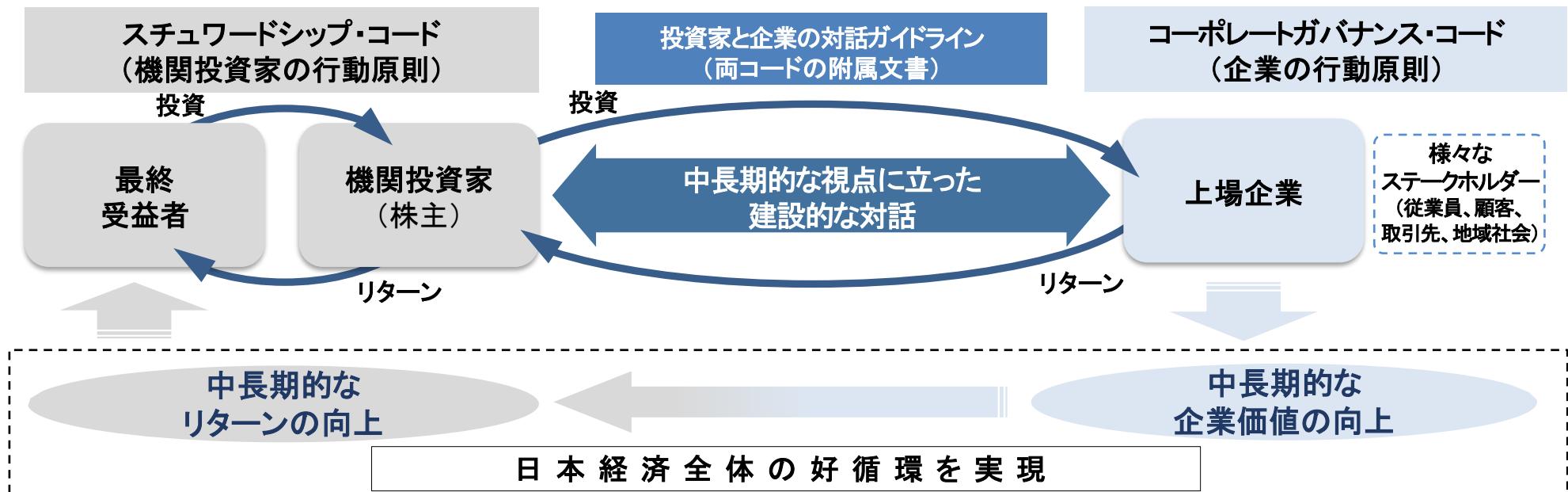


説明資料
(コーポレートガバナンス改革)

金融庁
2026年1月15日

コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

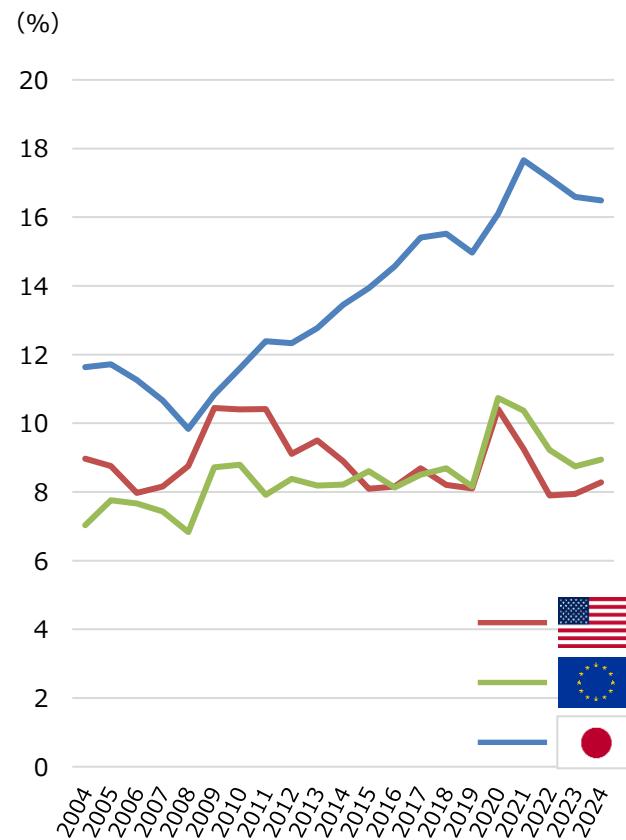
- 「スチュワードシップ・コード」(2014年2月策定・2017年5月改訂・2020年3月再改訂・2025年6月第三次改訂)
⇒ 機関投資家(年金基金やその委託を受けた運用機関等)に対して、企業との対話をを行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すことを求める行動原則。
- 「コーポレートガバナンス・コード」(2015年6月適用開始・2018年6月改訂・2021年6月再改訂)
⇒ 上場企業に対して、幅広いステークホルダー(株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等)と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な収益力の改善を図ることを求める行動原則。
- 「アクション・プログラム」(2023年4月・2024年6月・2025年6月公表)
⇒ 実質的な対応をより一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、企業と投資家の建設的な対話の促進や、企業と投資家の自律的な意識改革の促進を主眼とした施策を実施。具体的な取組みの検証や共有を通じた「実践」の徹底。



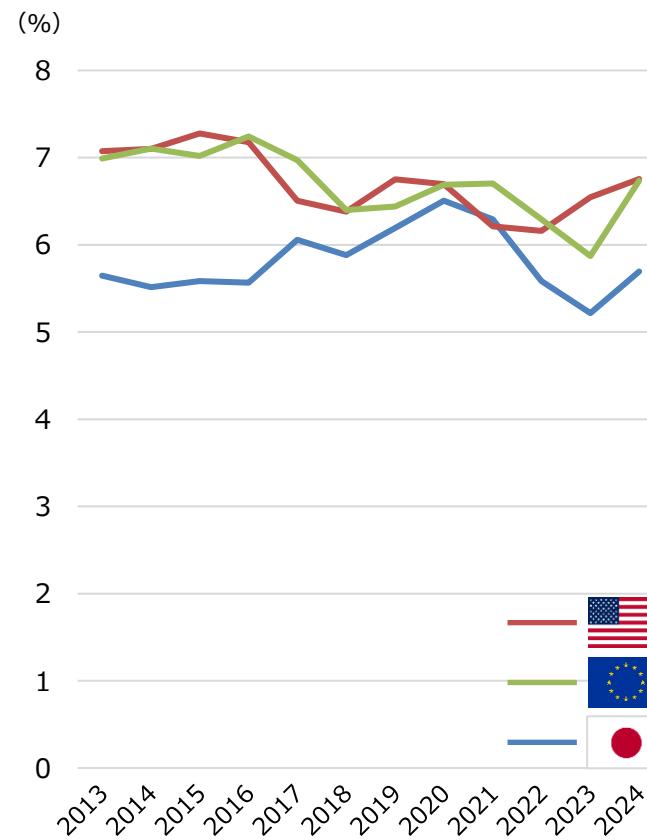
日米欧の現預金保有と投資の状況

- 日本企業が有する現預金は長期間にわたり増加傾向が継続。
- 他方、持続的な成長の実現に向けた投資など、経営資源の最適な配分が実現されていないとの指摘。

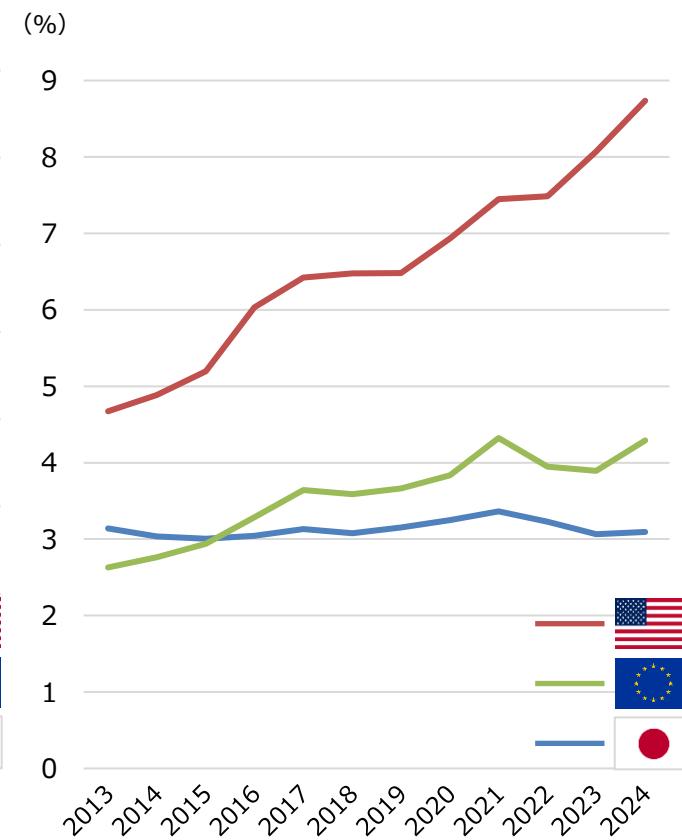
総資産に対する現預金比率



売上高に対する設備投資額比率



売上高に対する研究開発費比率



(注)日本はTOPIX500、米国はS&P500、欧州はBE500(ブルームバーグ・ヨーロッパ)。

コーポレートガバナンス・コード改訂の検討の方向性

□ コードのプリンシップ化・スリム化

- ・ 実務に十分浸透した箇所や他法令との重複が生じている箇所を中心に、削除・統合を検討。
- ・ 企業の対応コスト・開示負担に配慮しつつ、中長期的な価値向上に向けた本質的な取組に注力できるよう後押し。

□ 経営資源の適切な配分

- ・ 多様な投資機会(研究開発投資・人的資本投資等)があることを認識し、現預金を含めた資源の配分が適切かを不斷に検証することを求める。

□ 有価証券報告書の定時株主総会前の開示の促進

- ・ 投資家との建設的な対話を後押しするため、投資判断に重要な情報が掲載されている有価証券報告書を上場企業が株主総会前に開示する取組を更に促進。

□ 取締役会事務局の機能強化

- ・ 取締役会の議論を実効的なものにするため、議長や独立社外取締役等を支援する重要な役割を果たす事務局の機能強化を促進。